

新型コロナワクチン接種担当

損害賠償等請求事件について

1 訴訟の概要

- (1) 出訴日 令和3年10月4日
(2) 当事者 原告：個人 被告：港区
(3) 請求の趣旨 令和3年6月4日に新型コロナワクチン接種支援員に採用されたが、同月21日に一方的に採用を取り消されたとして、期待権の侵害に対する慰謝料及び採用の取消しによる損害賠償並びに仮執行の宣言を求める。

2 訴訟に至る経緯

- 令和3年5月28日 新型コロナワクチン接種支援員（会計年度任用職員）の募集を開始した。
6月 4日 原告に対する面接を実施し、採用予定者と決定したが、以後、原告との意思疎通がうまくいかなくなった。
11日 原告から、勤務初日とその翌日を欠勤する旨の連絡があったが、他の職員の勤務に影響が生じることから、6月の勤務を全て白紙にする旨をメールで伝え、翌日に当該内容を了承する旨の連絡があった。
21日 原告に新型コロナワクチン接種支援員を現在より増やす必要がなくなった旨をメールで伝えた。
24日 原告から採用を取り消す理由が不可解であることから、採用の取消しに対する損害賠償を請求する旨の連絡があった。
30日 原告が主張する損害を治癒するため、同種の新型コロナワクチン接種支援員の募集案内を提案するものこれに応じなかった。

3 訴訟上の争点

原告の主張	被告の主張
一方的に採用を取り消された。	原告に送付したメールには「採用が決定した」と記載したが、任用は、辞令交付の方法により行われるものであり、原告に辞令交付は行っていないため、任用した事実はない。
取り消されたことにより原告は、雇用に対する期待権を侵害され、多大なる苦痛を被った。	原告は、一方的に勤務日を欠勤し任用の機会を失った。また、原告が主張する損害を治癒するため同種の募集案内をしたものその機会を放棄したため、原告の期待権は法的保護に値しない。

4 訴訟の状況

令和4年1月21日、東京簡易裁判所裁判官から和解勧告があり、区としては、事件の早期解決のため、当該和解勧告を受け入れることとしました。